

議 題

《 連 絡 事 項 》

- 1 令和6年能登半島地震兵庫県義援金の募集期間終了について（こども福祉部福祉室）
*詳細は別添の通り

令和6年能登半島地震兵庫県義援金の募集期間終了 及び 今後の義援金の取扱いについて

令和6年能登半島地震兵庫県義援金に関しまして、令和6年6月28日に募集期間が終了することに伴い、以下の通り対応します。

記

1 令和6年能登半島地震兵庫県義援金の概要

(1) 実施主体

令和6年能登半島地震兵庫県義援金募集委員会

構成団体 兵庫県・兵庫県議会・兵庫県市長会・兵庫県市議会議長会・兵庫県町村会・
兵庫県町議会議長会・日本赤十字社兵庫県支部・兵庫県共同募金会・
兵庫県社会福祉協議会・兵庫県商工会議所連合会・兵庫県商工会連合会・
(株)ラジオ関西・(株)サンテレビジョン (計13団体・順不同)

(2) 募集期間 令和6年1月4日～6月28日

(3) 義援金募金 1,399,040円 (令和6年6月24日時点)

(内訳)	募金箱取扱い分 (全21か所)	537,158円
	団体取扱い分 (全9団体)	441,660円
	実施事業取扱い分 (全13事業)	420,222円

2 募集期間終了後の対応

令和6年能登半島地震兵庫県義援金募集委員会が実施する義援金の受け入れは終了し、
今後は、日本赤十字社において実施されている令和6年能登半島地震災害義援金 (受付
期間：令和6年12月27日まで) として受け入れます。

3 配布している募金箱等に関する対応

実施主体の変更等に伴い、現在設置している募金箱への募金の回収および案内文の変更
を行う必要があるため、該当の所管課に対して別途地域福祉課よりご連絡します。

4 日本赤十字社の義援金について

- (1) 引き続き、所管する各団体等に対して、義援金募集や募金箱配布に関する案内のご協力を
お願いします。
- (2) 金融機関から振り込む場合は、税法上の優遇措置(特定寄附金控除)の対象となります。
- (3) 受領書を希望される方は、直接、義援金専用口座へ振り込んだうえで、日本赤十字社へ
の申し出が必要です(振込用紙の半券やご利用明細票等は受領書の代用となります)。

5 問い合わせ

こども福祉部福祉室地域福祉課管理係 堂ノ前 (内線 2592)